

受水タンク以下装置の維持管理について

お客さまの水道には、受水タンク及びこれに付属する設備（以下「受水タンク以下装置」という。）が設置されています。この装置は、維持管理を怠ると水質の劣化を招くなどの問題が生じることがあります。

つきましては、次の事項を十分ご理解のうえ使用するよう心がけてください。

1 受水タンクに給水されて以後の水の管理について

受水タンクに給水されて以後の水は、市水道部の管理の対象外となります。法規上も、この管理に関する全ての責任は受水タンク以下装置の所有者または使用者が負うことになっていますので、管理につきましては、使用者、所有者の方々ご自身で行ってください。

2 受水タンク以下装置の維持管理上の注意事項

- (1) 受水タンク以下装置を新設、改造などした場合は、ご使用前に自主的な水質検査を行い、安全性についての確認を行ってください。
- (2) 受水タンクの周囲は常に清潔に保ち、雨水や汚水などが流入しないように注意してください。
- (3) 定期的に水質検査及び受水タンクの点検、清掃、補修、塗り替え等を行ってください。また、地震、その他の異状があった場合など必要と認められるときには、そのつど、これらの措置を行ってください。
- (4) 長い間使用しなかった受水タンク以下装置を再使用する場合は、事前に十分点検し必要に応じて整備清掃を行ってください。

また、受水タンク以下装置内の停滞水は十分排出し、飲料用には新しい水を使用してください。

3 受水タンク以下装置の工事を行う場合

受水タンク以下装置の改造、修理を行うときは武蔵野市指定水道工事店へ工事を依頼してください。

市水道部では、この装置に関する工事は行いません。

4 受水タンク以下装置で漏水等があった場合の早期対応について

受水タンク以下装置の管理はお客さまの注意義務となります。漏水事故等を未然に防止するためには、異状警報装置を設置するなどし、漏水等の早期発見、早期対応に努めてください。